

# 新潟県 公民館月報

昭和55年8月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 石井耕一  
編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年額 840円】

都落義経  
山海を富む  
寺泊の風情



経では、義経主従の都落ちは能登より奥州へ海路、となつたのだが、「義経記」にも、直江津を船出して寺泊へ上陸と記されている。

作家村上元三氏に書翰を送りNHKブロデューサー内村直也氏に抗議文を出したあの頃が懐かしい。

当時、公民館長を辞任したばかりの私は早速の抗議だが収録完了とのことで取り上げられなかつた。物的証拠、古者の言い伝えからしても、上陸地点は寺泊町南端(現金山海水浴場)である。そして今聞いた弥彦山を望むこの辺なのである。

追われる身の義経主従が白装束姿で、海岸の判官びきの漁郎達との心温まるエピソード。

ここに立つていると、早春の未だ肌寒い風の中に、主従の息吹きが聞こえるようである。

この磯辺から見る佐渡の島にかかる落日はほんとに美しい。大きな夕日が早い勢いで沈んでゆくのだ。ボコンと音をたてるようにして沈み終わると、それから数十分で寺泊の海辺は夕闇の世界に蔽われるのである。

(元寺泊町公民館長)  
繪文 佐野 次男  
寺泊町大町在住

大河ドラマ「源義経」では、義経主従の都落ちは能登より奥州へ海路、となつたのだが、「義経記」にも、直江津を船出して寺泊へ上陸と記されている。

作家村上元三氏に書翰を送りNHKブロデューサー内村直也氏に抗議文を出したあの頃が懐かしい。

当時、公民館長を辞任したばかりの私は早速の抗議だが収録完了とのことで取り上げられなかつた。物的証拠、古者の言い伝えからしても、上陸地点は寺泊町南端(現金山海水浴場)である。そして今聞いた弥彦山を望むこの辺なのである。

追われる身の義経主従が白装束姿で、海岸の判官びきの漁郎達との心温まるエピソード。

ここに立つていると、早春の未だ肌寒い風の中に、主従の息吹きが聞こえるようである。

この磯辺から見る佐渡の島にかかる落日はほんとに美しい。大きな夕日が早い勢いで沈んでゆくのだ。ボコンと音をたてるようにして沈み終わると、それから数十分で寺泊の海辺は夕闇の世界に蔽われるのである。

絶賛  
好評

現場の声を反映して改定!

## 公民館協合補償制度

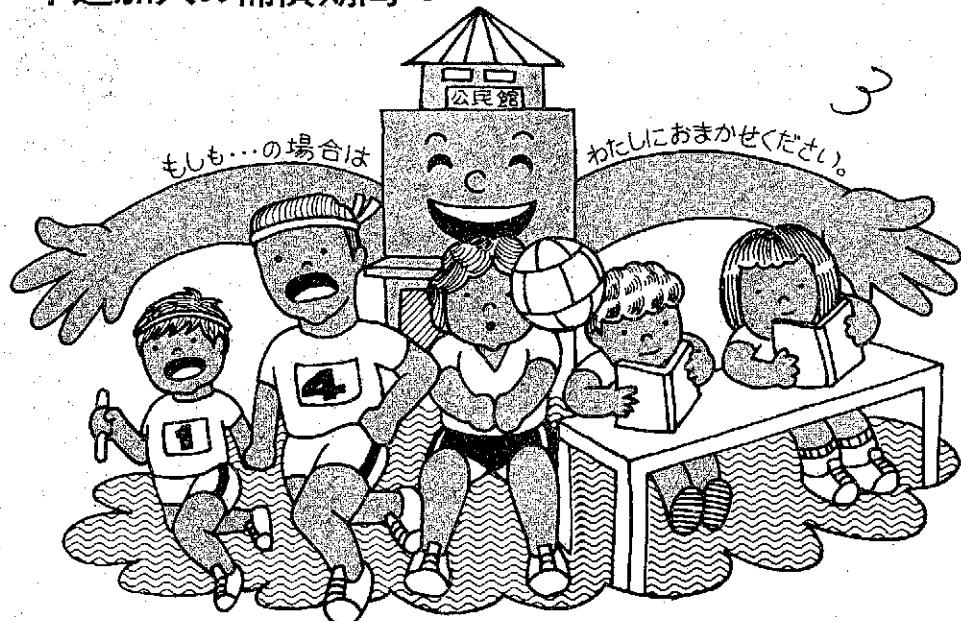
市町村立公民館の実態に応じ、加入の種類は自由です。

- A型【行事傷害】+【賠償責任】+【職員傷害】
- B型【行事傷害】+【賠償責任】
- C型【行事傷害】 + 【職員傷害】
- D型【行事傷害】

上記4種類から自由にお選びください。

予算がついた時点で即加入ができます。

中途加入の補償期間 ●毎月1日から5月1日まで&lt;掛金は月割計算&gt;



〒951 新潟市東中通1番町86

安田火災海上保険新潟支店

電話 0252-25-1811番

加入申込み手続きや補償制度の内容などについてお問い合わせの場合は左記へ。

豊臣の天下になるときの功績で、加賀の大聖寺から新潟田代に移封された。わずか六万石であるながら、土地開拓に努めて米賃二千万石といわれた。外様大名のため、幕府の出席である水原代官所の監視を受けるながら、最後まで他へ移されることがなかった。嘉慶十五年、今から二百四十年前、松ヶ崎の砂丘砂切りを開いて阿賀野川を信濃川から分離して直接日本海へ放流した。それで海岸が干あがり、新たにできた土地が今の農業地である。このことは、内村鑑三の名著「後世への最

鋒」によると、豊臣の天下になるときの功績で、長岡は明治辰戦争における特異な邊であった。武装して立をめざしたが食事の理解を得られず、長岡は武士と化した。同馬連太郎の小説『河井継之助』山本有三の戯曲『米百俵』の小林虎三郎という有名な人が出た。新潟田から有名人は出でないが、長岡とはまた違った特異な藩である。

藩祖瀧口秀勝は、織田から遠藤の庄屋遠藤七郎である。遠藤七郎は早くから領主や武将、維新的志士たちと交わり、義理軍北陸隊を編成し、新潟田軍の先頭を立って津攻撃に向った。その後の活躍がある。遠藤七郎は、金津藩主の伊藤川健次郎少年をかぶった。この少年が後の東北総督、松平頼間・山川勇輔である。このことは、NHK大河ドラマ「郷子の時代」の作者は知らない。

(筆者は本会会長・農業地主)

新田 藩 発



石井耕一メモ ㉚

# 公民館総合補償制度早わかり表

## 一、契約種類

下記三つの補償制度を組合わすことによつて、A型～D型の四種類の型があります。

## 二、補償内容と加入掛金

契約できる種類			
A型	B型	C型	D型
行事傷害	行事傷害	行事傷害	行事傷害
+	+	+	+
賠償責任	賠償責任	賠償責任	賠償責任
+	+	+	+
職員傷害	職員傷害	職員傷害	職員傷害

職員傷害補償制度	賠償責任補償制度	行事傷害補償制度	制度の主旨	対象となる事故	支払われる補償金	加入掛金
「地方公務員災害補償法」の適用がない公民館職員を記名方式で対象とする傷害補償制度。	全国市長会、全国町村会が実施の「スポーツ賠償責任保険」に加入していない市町村が設置する公民館のための賠償責任補償制度。	公民館が主催する各種行事への参加者を無記名包括で対象とする傷害補償制度。	公民館が主催する各種行事への参加者を無記名包括で対象とする傷害補償制度。	行事参加者一名あたり	死亡補償金 後遺障害補償金（最高） 入院補償金 通院補償金 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)	一公民館につき 三〇,〇〇〇円 (注) 公民館数は中央公民館、地区館、分館などの呼称のいかんにかかわらず独立した施設をもつ公民館ごとに一館として計算する。
公民館職員が公民館業務（通常の出勤、退勤途上を含む）に従事中ヶガをした場合にそのヶガの程度に応じて定額で補償金が支払われる。	加入申込職員一名あたり	一事故あたり 補償最高限度額 免責金額 なし	一公民館につき 三、九〇〇円 (注) 公民館数の計算は右記(注)に同じ。	一公民館につき 三、九〇〇円 死亡補償金 後遺障害補償金（最高） 入院補償金 通院補償金 (入院一八〇日・通院九〇日を限度とする)	三〇〇万円 一日につき 三,〇〇〇円 一日につき 二,〇〇〇円 五、四〇〇円	公民館職員 一名につき



## 二、公民館賠償責任補償制度

(1) 対象となる事故  
公民館を利用する者(第三種公館利用者)

が支払われる。  
① 公民館の施設および設備の所有・使用もしくは管理上の不備による事故

が支払われる。

② 公民館が公民館利用者

が支払われる。

り、ケガ人が亡たとき。

「展覧会で展示方法の不備による死亡」とも。

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

から、利用者がケガまたは焼死したとき。

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

り、ケガ人が亡たとき。

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

「窓ガラスが振動ではされ、入館者がケガをしたとき。など」

な支払金額(四〇万円相当)はありません。

この補償制度では、公民館が被る損害の原因による事故。

① 公民館建設の新築・増改築工事による事故。

② 公民館利用者その他の第三者の所有物に与えた損害。

③ 公民館で提供した飲食物による中毒事故。

④ 自動車・車両・昇降機に起因する事故。

⑤ 天災(地震・洪水・津波・噴火)等による事故。

⑥ 訴訟によって訴訟費用や弁護士報酬。

⑦ 損害賠償額。

⑧ 対象となる職員。

⑨ 常勤・非常勤(臨時雇・嘱託)。

⑩ 被害者本人の過失がある場合。

⑪ 公民館は前述の「早わかり表」を参考のうえ、公民館のそ

の出勤・巡回途上を含むに傷害を受けた場合に補償金が支払われる。

⑫ 戰争その他の災厄による事故。

⑬ 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

⑭ 地震・噴火・津波などの天災による事故。

な支払金額(四〇万円相当)はありません。

この補償制度では、公民館が被る損害の原因による事故。

① 職員の故意による事故。

② 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

③ 地震・噴火・津波などの天災による事故。

④ 戰争その他の災厄による事故。

⑤ 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

⑥ 加害者のから賠償金なしに關係なく、ケガの程度により次の定額が支払われる。

⑦ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われない。

⑧ 医療補償金。

⑨ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われる。

⑩ 一日から昭和五十六年五月一日までの一年間に基本補償額

△三〇,〇〇〇円 + (五、四〇〇円 × 加入職員数)

△三〇,〇〇〇円

△三〇,〇〇〇円

間とします。

△途中加入補償期間

△(右記)の基本補償期間の中

途からも加入できます。こ

の場合の補償期間は毎月一日ま

でとなります。

前記の「早わかり表」、J、「各補償制度の内容」ならびに「契約種類と加入掛金」を

## III 契約種類と加入手続

き

読のうえ契約種類を決定し、加入掛金を算出してください。

△補償期間と加入掛金

△基本補償期間

△(本制度は昭和五十五年五月一日から昭和五十六年五月一日まで適用されます。)

△加入掛金は中央公民館、地区公民館などの呼称のいかだにかかるよう、独立した公民館施設など適用されます。

△加入する契約種類の決定と加入掛金の算出

前記の「早わかり表」、J、「各補償制度の内容」ならびに「契約種類と加入掛金」を

## 三、公民館職員傷害補償制度

この補償制度では、公民館が被る損害の原因による事故。

① 職員の故意による事故。

② 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

③ 地震・噴火・津波などの天災による事故。

④ 戰争その他の災厄による事故。

⑤ 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

⑥ 加害者のから賠償金なしに關係なく、ケガの程度により次の定額が支払われる。

⑦ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われる。

⑧ 医療補償金。

⑨ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われる。

⑩ 一日から昭和五十六年五月一日までの一年間に基本補償額

△三〇,〇〇〇円 + (五、四〇〇円 × 加入職員数)

△三〇,〇〇〇円

△三〇,〇〇〇円

間とします。

△途中加入補償期間

△(右記)の基本補償期間の中

途からも加入できます。こ

の場合の補償期間は毎月一日ま

でとなります。

前記の「早わかり表」、J、「各補償制度の内容」ならびに「契約種類と加入掛金」を

な支払金額(四〇万円相当)はありません。

この補償制度では、公民館が被る損害の原因による事故。

① 職員の故意による事故。

② 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

③ 地震・噴火・津波などの天災による事故。

④ 戰争その他の災厄による事故。

⑤ 疾病・脳梗塞・心神喪失による事故。

⑥ 加害者のから賠償金なしに關係なく、ケガの程度により次の定額が支払われる。

⑦ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われる。

⑧ 医療補償金。

⑨ ケガのため医師の治療を受けた場合、平常の生活もしくは業

金は支払われる。

⑩ 一日から昭和五十六年五月一日までの一年間に基本補償額

△三〇,〇〇〇円 + (五、四〇〇円 × 加入職員数)

△三〇,〇〇〇円

△三〇,〇〇〇円



## 和島村公民館

館長 久住 熊三郎 電話 (025874) 3111  
〒949-45 三島郡和島村大字小島谷3422

## 対外試合には応援

## 父兄も熱心な剣道教室

## 実践記録集から



(さあ練習だ)

## 少年剣道教室

少しきつい叱り方をするとすぐ泣くし、ちょっと転んだだけで骨を折ったりする。これじゃ情けない。もっと強い子供に育って欲しい。

剣道を通して身心共に健康な子供を育てようと、2年前、公民館主催で小中学生を対象にした、少年剣道教室を始めた。会場は村の体育館、毎週火・金曜の夜7時半から8時半まで、年間を通じて行なわれる。指導者は、地元の体育協会加盟の剣道クラブで、三段から五段までの有段者約15名。

受講生募集の結果50名ほど集まった。なかには小学校3年生の女の子もいた。それぞれ竹刀と剣道着を買い、公民館では防具を揃えた。最初は少し不安もあり、こんなに大きめに始めて、果たして継続してやっていけるだろうか。子どもたちが途中で投げ出しあるいは怪我をするか。昼間の仕事で疲れた指導員が、週2回の練習、それ

も年間を通して行なわれることに対して負担はないだろうか。また、父兄が往復経路の交通事故を心配して、子どもたちを会場まで送ってくれることにも同じことがいえる。

このような不安を少なからず持ちながら、結果はやってみなければわからないと思い、みんな真剣にやり始めた。最初は基本練習から行ない、徐々に厳しい内容になっていく。開講から4ヶ月、防具をつけての練習だ。子どもたちは喜び、まるで自分たちがサムライにでもなったように、ガシャガシャ打ち合う。剣道というよりは、チャンバラといった方がふさわしかった。しかし、時間が経過するにしたがって上手になっていく。

その年の11月に、初めての効外試合である郡大会に出場したが、まだまだ力不足で成績に良くなかった。この頃ようやく入賞に近いところまでいくようになった。

この教室が開講してから数ヵ月、「子どもたちだけじゃなく、われわれ父兄も一緒にになって応援しようじゃないか。」ということで、父兄会が発足した。効外試合の時も、子どもたちといっしょに行って応援してもらったりしてとても助かっている。それに、父兄会が定期的に招集される。そのような場を利用して、公民館の社会教育活動もできるということで一石二鳥だ。

年末は、父兄会の力を借りてもちつきをやり好評だった。これからは、剣道の稽古だけでなく、目隠し等を利用し、野外でレクリエーション等を催し、お互いの親睦を図りつつ、剣道の厳しい稽古に加え、楽しくて魅力ある教室を作り、ますます公民館活動に貢献していきたい。

(和島村公民館 館長 柄沢 正三)

みんなの力で成功させよう

第21回関東甲信越静公民館

新発田

大会

